

4 粕 監 発 第 3 3 号
令和 4 年 1 1 月 3 0 日

粕 屋 町 長 箱 田 彰 様
粕屋町議会議長 小 池 弘 基 様

粕屋町監査委員 柴 田 俊 一

同 田 代 勘

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2. 監査の対象

粕屋町商工会

3. 監査の期日

令和4年10月25日（火）

4. 監査の場所

粕屋町商工会事務所内

5. 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度に執行された粕屋町からの補助金に係る事業及びその出納その他の事務

6. 監査対象の補助金

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度
一般補助金	8,500,000	8,500,000
商工活性化対策補助金	300,000	300,000
プレミアム付商品券発行事業補助金	5,977,918	11,645,209
商工まつり（令和3年度エール花火）	0	671,000
創業支援事業補助金	68,000	42,000
かすやの送って“うレシート事業”補助金	4,000,000	5,000,000
かすやエール商品券発行事業費補助金	—	5,043,600
かすやエール商品券発行事務費補助金	—	136,677,000
合計	18,845,918	167,878,809

7. 監査の方法等

事業及び財務に関する書類の提出を求め、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、決算書等の計数等の確認を行うほか、山本事務局長に説明を求めることにより実施した。

8. 監査対象団体の概要

- (1) 名称 粕屋町商工会
- (2) 設立目的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (3) 会員数 令和2年度末 924
令和3年度末 975
- (4) 事業内容
商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
商工業に関する調査研究を行うこと。
商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
福岡県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
行政庁からの委託を受けた事務を行うこと。
輸出品の原産地証明を行うこと。
商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務を処理すること。
前払式証票の発行を行うこと。
外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

9. 監査の結果

商工会の一般的事業及び粕屋町からの財政援助に係る各補助事業ともに、事業運営及び財務に関する事務については、おおむね適切に実施されていると認められた。今後の更なる事業の適正化・効率化に資するため、次のとおり意見を付する。

1. 商工会の今後の業務遂行の効率的な推進にあたっては、コンプライア

ンスの推進とリスク管理による不祥事等の未然防止に組織を挙げて取り組み、信頼される商工会の運営を実現し維持することが必要である。

そのため、具体的には①リスク管理、②法令等の順守、③資産の保全、④財務報告の信頼性確保、⑤業務効率性の確保といった、「内部統制」の考え方に則した商工会運営に一層取り組んでいただきたい。

2. 監査時に監査委員より提起したとおり、令和5年(2023)年10月1日より実施予定の適格請求書発行事業者の登録申請(インボイス制度)の導入は、中小零細事業者にとって喫緊の課題であるものの、現状十分な周知には至っておらず期日が近づくにつれ今後、混乱の可能性も指摘されている。

粕屋町商工会においては、ホームページのトップ画面に独自に「重要なお知らせ」として本インボイス制度について注意喚起を実施しており、また具体的な消費税の仕入れ税額控除の方式(インボイス制度)に対応するための登録申請など登録を受けるための方法に係る説明会や具体的な相談に応じるなど、その周知に努めていることは高く評価できる。

ただ、現状の周知状況は中小企業者、中でも零細事業者については、未だ不十分な状況であるため、今後、連続的、波状的な周知に努めていただき、インボイス制度に的確に対応できず不利な状況に置かれる事業者が生じないように一層努めていただきたい。